

2023年9月12日

「失効取消制度」の導入について

明治安田生命保険相互会社（執行役社長 永島 英器）は、2023年10月から、「失効取消制度」を導入いたします。

現在、ご契約が失効したあとに保障を継続する場合、ご契約の復活手続きを実施いただいております。復活手続きに際しては、請求書や告知書等の提出に加え、健康状態や過去のご請求内容等によってはお取り扱いできず、保障を継続いただけない場合がございます。

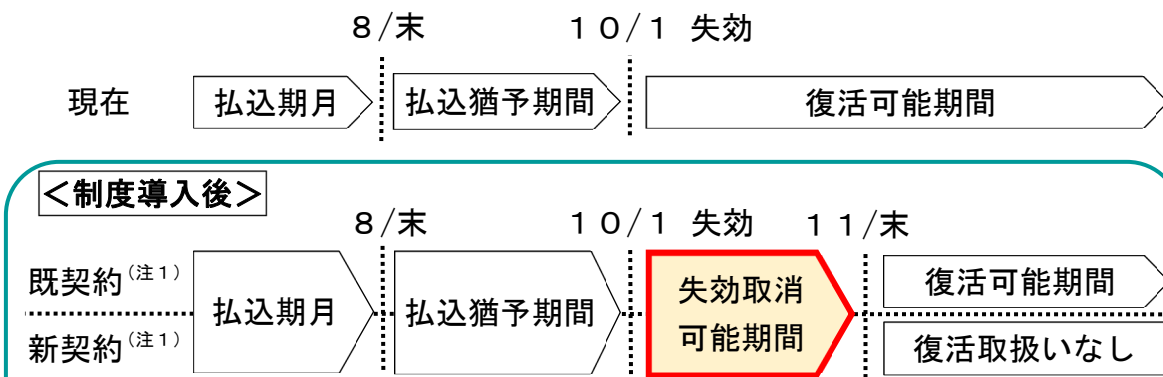
今回の「失効取消制度」の導入により、ご契約の失効後、一定期間内に未払込保険料をお払い込みいただくだけで、ご契約の失効がなかったものとして取り扱い、健康状態に関わらず失効時に遡って保障を継続いただくことが可能となります。

当社はこれからも、「人に一番やさしい生命保険会社」の実現に向けて、確かな安心をお届けしてまいります。

1. 制度概要

契約失効後の一定期間を失効取消可能期間（失効日からその日を含めて2ヵ月間）と定め、期間中に未払込保険料をお払い込みいただくことにより、失効を取り消し、保障を継続する制度です。

（例）月払 8月分保険料が未納、9月末までに保険料のお払込みがない場合



（注1）既契約 契約日が2023年10月1日以前の契約
 新契約 契約日が2023年10月2日以降の契約

【ご照会先】
 広報部 広報グループ TEL 03-3283-8054

明治安田生命保険相互会社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1



2. お手続き方法

【失効取消可能期間】

期間中に未払込保険料をお払い込みいただきます。復活請求書、告知書等のご提出は不要です。

契約の失効後に保険金等の支払事由が発生した場合でも、失効が取り消されたときには、保険金等をお支払いします。

(※) 失効後に保険金等の支払事由が発生した場合、失効取消可能期間中に未払込保険料のお支払いがないと、失効は取り消されず、保険金等はお支払いできません

【失効取消可能期間終了後】

- ・ 既契約は、復活可能期間中に復活のお手続きが可能です
- ・ 新契約は、復活のお取扱いはございません

3. 対象となるご契約・商品

- ・ 2023年10月1日以降に失効となったご契約
- ・ 対象商品

以下①、②を除く全商品

① 失効の取扱いがない商品

(2023年9月時点では「つみたてドル建終身保険」のみ)

② 一時払い商品や保険料払込期間が満了となっているご契約等、2023年10月1日以降に失効することがない商品

以 上